

災害発生後の悪質商法に注意を



近年、日本各地で大規模な自然災害が多発しています。本市でも令和元年10月の東日本台風（台風第19号）により多摩川が増水し、避難勧告※を発令したことは、記憶に新しいところです。

大規模な災害が発生すると、災害に便乗した不審な勧誘や詐欺、悪質商法に係る相談が寄せられます。被災して心身が疲れているところに付け込んできたり、被災者支援といって情に訴えかけてきたりするケースもあります。

そこで今号では、自然災害発生後に確認されたトラブル事例と対策を紹介します。

※ 改正災害対策基本法（令和3年5月施行）に伴い、自治体が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されました。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

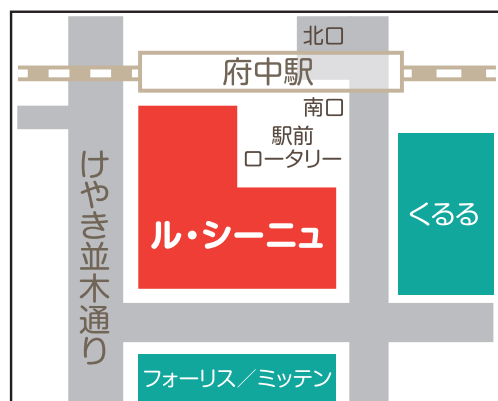
相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始・休館日は除く）
午前10時～正午／午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び市民の皆様の安全確保を図る観点から、出来るだけ来所によらず電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



来訪した事業者に屋根の修理を勧誘された

事例1

突然来訪した事業者から「近所で屋根の修理をしていて、お宅の屋根瓦が傷んでいるのが見えた。今日契約すれば安く修理できる」と勧誘され契約した。後日、別の事業者を確認すると、「契約した金額は通常よりかなり高い」と言われた。



事例2

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担無く修理できる」と勧誘された。負担が無いのであればと思い契約したが、よく考えると不審なので解約したい。

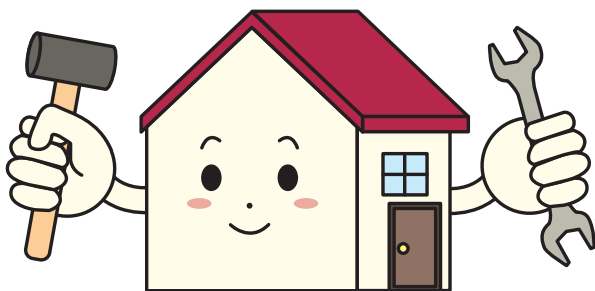
対策

すぐに契約せず、不審な場合はきっぱり断る!

住宅修理を勧誘する事業者は、「今日申し込めば安くなる」などと契約を急がせたり、「保険を使って負担無く修理ができる」などと持ち掛けてくる場合があります。

まずは工事内容や費用についてよく確認し、家族に相談したり複数の事業者から見積りをとったりして十分に検討することが必要です。不審に感じた場合は、きっぱり断りましょう。

No!



なお、訪問販売で契約した場合には、書面を受取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフによる解約ができます。

また、保険金については保険契約の内容を確認し、保険会社や代理店に相談しましょう。

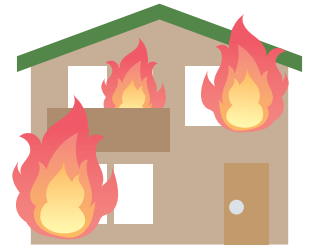
災害に備える保険

◇住まいの保険には「火災保険」と「地震保険」があります

- ・「火災保険」では火災をはじめ風水害による損害についても補償を受けられるのが一般的です。
- ・地震による損害は火災保険では補償されないため、火災保険と併せて「地震保険」に加入する必要があります。

◇保険契約を確認しましょう

- ・保険には補償を受けるための条件（損害の規模・種類など）があるので、内容を確認しておきましょう。
- ・詳しくは、損害保険会社にお問合せください。



被災者支援を語る不審な勧誘

事例3

自宅に「市役所から来た」という2人組の訪問があり、被災者への寄付金を求められた。身分証を示さなかったので、「市役所に電話して確かめる」と言うと帰っていった。



対策

怪しいと思った場合は、耳を貸さない！

STOP!

市役所などの公的機関が、義援金などを戸別訪問で募ることはありません。また、「被災地支援のために投資してほしい」などと親切心に付け込む悪質勧誘も見られます。

義援金などを寄付する場合は、募っている団体の活動状況や用途をよく確認しましょう。話の内容が怪しいと思った場合は、耳を貸さないでください。



特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました



注文や契約をしていないのに一方的に商品を送り付けられ
金銭を請求される「送り付け商法」では、金銭の支払い義務は生じないものの、
商品が送付された日から14日間は処分することができませんでした。

この度、特定商取引法が改正され、7月6日以降は直ちにその商品を処分する
ことができるようになりました。

ただし、これまで当センターに寄せられた相談事例では、一方的に送り付け
られた商品と思われたものが定期購入契約の2回目以降の送付であったり、商
品に対する金銭の請求が無かったケースも多くあります。これらのケースは、今
回改正された事由に該当しないと考えられるので注意が必要です。

少しでも不安に感じた場合は、 消費生活センターに ご相談ください。



消費生活センター休館日のご案内

2021年9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2021年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2021年11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2021年12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年
4回発行し、市の施設や関係機関等
で配布しています。

編集・発行
府中市生活環境部産業振興課
消費生活センター
〒183-0023 府中市宮町 1-100
TEL 042-360-3316
FAX 042-351-4605
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp